

ID: 202

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	占用料等の還付承認		
例規名 根拠条項	長門市法定外公共物管理条例 第10条ただし書		
例規番号	平成17年条例第142号		
<p>【根拠条文】 (占用料等の不還付) 第10条 既納の占用料等は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日